

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会
鉱業小委員会（第10回）

日時 令和4年7月27日（水）17:00～19:00

場所 経済産業省 別館2階 238 各省共用会議室およびオンライン開催

1. 開会

○縄田小委員長

定刻になりましたので、第10回総合資源エネルギー調査会鉱業小委員会を開催します。委員の皆さまにおかれては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。本日は、国内海洋資源開発の推進に向けた方針、その他、鉱物資源の安定確保を図る課題についてご議論いただきたいと思います。なお、本日の小委員会では、議事内容において機微な内容を含んでいることから、国内海洋開発推進に向けた方針以外の議論は非公開とさせていただきます。

まず、国内海洋資源の推進に向けた方針についての議論を行い、その後、国内海洋資源開発の推進に向けた方針以外の議題に移りたいと思います。

議事に移る前に、定光資源・燃料部長より一言お願いします。

○定光資源・燃料部長

皆さま、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。資源・燃料部長の定光と申します。鉱業小委員会、今回は昨年の12月に開催していただきました。そこでは、カーボンニュートラル実現に向けた鉱業政策の在り方についていろいろご議論いただき、皆様のお力添えを頂きまして、先般いくつかの制度改正が実現しております。

一つは、JOGMEC法を改正しまして、JOGMECが国内の製錬事業へのリスクマネー支援ができるようになったということ。さらに、国内でのレアアースの開発の可能性が海洋で高まってきているということ踏まえて、その適切な管理を行うための鉱業法の改正という、この2つを今年の5月に成立することができまして、ご協力を心より感謝申し上げます。

加えて、最近の動きとしましては、いわゆる経済安全保障の議論が出てきております。脱炭素化の社会を実現するためにEVであったり、再生可能エネルギーの拡大をしていくにあたって、色々な鉱物資源の世界的な獲得競争が出てきております。更には、コロナの問題、それからウクライナ問題ということで、サプライチェーンの脆弱性が顕在化してきているということを受けて、まさに経済安全保障推進法というものが今年の5月に成立して、鉱物資源を含めた重要物資の安定供給確保に対する取り組み強化を検討していくという方向になってきているところでございます。

更に、国際的にも、色々報道等でもご案内のとおり日米の間であるとか、それにオースト

ラリア、インドを加えたいいわゆる同志国の間で、重要鉱物を含めたサプライチェーンを如何に強固にしていくかということで、国際連携していこうという動きも盛んになってきているところがございます。

本日の鉱業小委員会では、こうした内外の諸情勢の変化を踏まえまして、今後の鉱物資源の安定供給確保に必要となる色々な制度整備の在り方についてご意見を頂戴したいと考えてございます。

本日、小委員会でご議論いただきます内容は、この親委員会に当たる資源燃料分科会も明日予定されておりますので、そちらにも諮らせていただきたいと考えております。委員の皆さまにおかれましては、各々の立場にあまりとらわれずに、ぜひとも自由に忌憚のないご意見を頂ければというふうに思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○縄田小委員長

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。

2. 議事

(1) 国内海洋資源開発の推進に向けた方針について

○縄田小委員長

まず、国内海洋資源開発の推進に向けた方針について、事務局からの資料の説明をお願いいたします。

○有馬鉱物資源課長

鉱物資源課長の有馬でございます。7月1日付で鉱物資源課長に着任いたしました。本日まで出席の方々には、リモート参加の方を含めて今後ともよろしく願いいたします。私からは、国内海洋資源開発の推進に向けた方針についてご説明を申し上げます。

表紙をめくっていただいた次に、国内海洋資源開発の取り組み状況ということで、海底熱水鉱床とコバルトリッチクラストについて説明があります。こちら、海底熱水鉱床については、沖縄周辺ですとか、伊豆小笠原周辺海域の比較的浅いところでのポテンシャルということで、平成29年に初めて採鉱、揚鉱パイロット試験に成功して、今日に至って評価、検証を行っているという状況です。

こちらについては本年度中に総合的な評価、検証を実施し、その後の方針を決定するというようになっております。

続いて、コバルトリッチクラストです。南鳥島周辺海域ですとか、あるいは公海上に見つかっていますが、ボーリング調査などを行っており、令和2年には鉱石片などの回収に成功しています。こちらも海底熱水鉱床と同じく令和4年度中に、これまでの取り組みから得た課題を整理して今後の方針を決定する予定になっています。

次のページ、その次のページも含めて、レアアース泥についても付言しております。レア

アース泥につきましては、内閣府S I Pのプロジェクトで調査、研究を現在実施しています。第2期が今年度で終わり、来年度に第3期が始まりますが、第3期でも継続的に調査、研究を実施していく方針となっています。現在、足元で第3期の実施に向けてのF S調査が行われています。このようにレアアース泥に関する調査、研究が進んでいるわけですが、今後、国内において開発の可能性が出てきたということで、今年5月に鉱業法が改正されました。鉱業法はもともと法律の中に適用鉱物が定義されているわけですが、資料中に赤字で示してある「希土類金属鉱」を追加するということになりました。

このような法律改正がなされたわけですが、次の（レアアース泥）（2）というページですけれども、今後レアアースにつきましては、国民経済上の重要性が高いということ、また開発に高度な技術が求められるということで、鉱業法で単に適用鉱物として指定するのみではなく、政令で特定鉱物に指定してはどうかというのが今回のテーマでございます。

特定鉱物に指定されることによって何が異なるかということですが、左下にフロー図があります。通常の適用鉱物であれば、事業者が鉱業権を申請して適合審査を受けて許可されるということですが、特定鉱物については、まず国による特定区域の指定、公示があり、その上で国による事業者の募集を行い、事業者が申請して、それに対して許可基準の適合審査をして特定開発者の選定、許可を行うということで、より国の関与が強くなります。

こういったことを政令で適用したらどうかと考えておまして、それについて今回ご議論いただければと思います。

説明は以上になります。

○縄田小委員長

ありがとうございました。それでは、ご意見のある方は名札を立てていただき、オンラインでご参加いただいている委員におかれましては、Teamsのチャット機能で発言の旨を入力していただけたれば指名させていただきます。なお、順番として、まず委員の方から先にご発言いただいて、その後オブザーバーの方も含めて発言して頂くという流れにしたいと思います。清水委員、お願いします。

○清水委員

ありがとうございます。ご説明の件は、合理的なご提案ではないかなと思いますので、こちら賛同いたします。以上です。

○有馬鉱物資源課長

ありがとうございます。

○縄田小委員長

では、委員長から発言させていただきます。海底からの採集物のうち、有用物として使える部

分はせいぜい1%から2%程度であり、残りの90数%というのは、どうにか処理をしなくてはいけないというので、技術開発の一環としてやはり環境問題に配慮して進めないといけないため、その辺も含めてご検討いただければと思います。

○有馬鉱物資源課長

ありがとうございます。では、事務局から。仰る通り、事業化にあたっては環境面での配慮は必須のファクターだと思います。事業化という意味ではかなり前段階ではありますので、研究や探査という形でやっていますけれども、これが事業化ということで本当に回収できることになれば、仰って頂いたこともきちんと踏まえてやっていくべきであると考えています。

○縄田小委員長

ありがとうございます。レアアースの権益確保という観点では今回の法改正をどう考えておりますでしょうか。

○有馬鉱物資源課長

鉱業法以外の部分での制約もあるわけですが、鉱業法という枠内では、希土類金属鉱というものが鉱業法の指定がなかったことから、これまでは日本のEEZ内で誰でも自由に開発できるという形になっていました。今回、法改正して鉱業法の適用鉱物になったということをもって、ある意味野放しで誰でも国の許可なく開発できるという形ではなくなったということになりますので、我が国の権益確保という意味でも一歩進んだものと考えています。

○縄田小委員長

ありがとうございます。では、他に何かご意見がございましたら、よろしく願いいたします。では、清水委員、お願いいたします。

○清水委員

ありがとうございます。先ほどの議論に追加する話で、今ちょうどスライド2ページ目の課題の1番の真下のところに触れられていますけれども、こちらの環境影響評価、国際的な議論で陸上の鉱山と同様に環境アセスメントが正しい方向で行われているのかしばしば議論になるところでございます。ある意味日本が世界に先駆けて海洋資源の開発を進めているところでもありますので、先の話になるかもしれませんが、これが望ましい海洋資源開発における環境アセスメントの方法であると、日本として国際ルールの形成について将来的には検討する必要があるのではないかと思います。また、日本が持続可能な海洋資源開発をしていることを示すことにもつながると思います。以上です。

○縄田小委員長

大切な論点かと思いますので、事務局の方でもよろしくご検討ください。

3. 閉会

○縄田小委員長

では、次の議題からは非公開とさせていただきますので、委員、オブザーバー、事務局以外の皆様はご退出をお願いします。ご退出まで少々お時間を要しますので、今から5分間休憩を取らせていただきます。

お時間になりましたら、再度声がけさせていただきます。